

法人名 :

## 公益財団法人 あきた移植医療協会

設立年月日 平成7年3月29日

## 1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 羽刹友則	基本財産等	137,790千円	県出資等額及び比率	60,004千円	(43.5%)	所管部課名	健康福祉部保健・疾病対策課
設立目的	臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。							
事業概要	(1)臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発、(2)臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発、(3)眼球提供者及び角膜移植希望者の登録、(4)眼球の摘出、保存及びあっせん、(5)組織適合性検査に係る費用の助成、(6)臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給、(7)医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成、(8)臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究等							
関連法令、県計画	臓器の移植に関する法律、秋田県医療保健福祉計画							
役員数 (R7.7.1現在)	理事 常勤 10	監事 常勤 2	評議員 常勤 9	計 非常勤 0	職員数 (R7.4.1現在)	正職員 2	出向職員	臨時・嘱託 計 21

## 2 法人の行動計画(令和4 ~ 7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	健全化が必要	取組の方向性	・要経営改善	・公益的事業の安定実施
目標	経営の安定化に向けて、賛助会員を確保して会費収入の増を図るとともに、法人のあり方等について検討していく。 移植医療に関する啓発及び知識の普及について、継続して取り組んでいく。					
取組	経営の安定化に向けて、賛助会員を確保する。 【目標】賛助会員の確保 各年度 210会員 臓器移植の普及啓発を図るため、賛同する企業・団体を「グリーンリボンサポーター」に認定し、自主的な普及啓発活動を促進・支援する。 【目標】グリーンリボンサポーターの認定 各年度90団体					

## 3 財務

## 正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
経常収益	17,580	18,023
基本財産・特定資産運用益	674	540
受取会費・受取寄附金	2,688	1,982
受託事業収益	6,687	6,950
自主事業収益		300
受取補助金・受取負担金	1,271	1,991
その他の収益	6,260	6,260
経常費用	17,286	18,976
事業費	13,688	15,298
管理費	3,598	3,678
人件費(事業費分含む)	13,204	13,805
当期経常増減額	294	953
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	294	953
当期指定正味財産増減額	5,812	5,926
当期正味財産増減額合計	5,518	6,879

## 貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	4,322	3,163
固定資産	153,620	147,694
資産計	157,942	150,857
流動負債	485	279
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	485	279
指定正味財産	153,620	147,694
うち基本財産充当額	137,790	137,790
一般正味財産	3,837	2,884
うち基本財産充当額		
正味財産計	157,457	150,578
負債・正味財産計	157,942	150,857

## &lt;主な経営指標&gt;

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	101.7%	95.0%	6.7
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	891.1%	1133.2%	+ 242.1
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	99.7%	99.8%	+ 0.1
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

## &lt;退職給与引当状況(単位:千円)&gt;

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

中小企業退職協会制度に加入している。

## 県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名：

## 公益財団法人 あきた移植医療協会

## 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和6年度実績】 賛助会員の確保：法人102会員（新規3、退会1、倒産1）、個人97会員（新規21、退会2）、計199会員（前年度：179会員、目標：210会員） グリーンリボンサポーターの認定：新規2団体、計74団体（前年度：72団体、目標：90団体）		【令和6年度実績】 経常収益：18,023千円（前年度：17,580千円） 経常費用：18,976千円（前年度：17,286千円） 指定正味財産期末残高：147,694千円（前年度：153,620千円） 一般正味財産期末残高：2,884千円（前年度：3,837千円）	
【自己評価】 令和5年度で目標値を達成したことから、令和6年度に目標の見直し（増加）を行った。 新規会員については、個人を中心に大幅に増加しており、街頭キャンペーンでの周知や対話が形となつたものの、目標には届かなかった。今後もイベントや行事等で、県民との対話を進め目標の達成に努めたい。 グリーンリボンサポーターについては、戸別訪問を行い賛同は得られるものの、届出書の提出に至らないことから、認定の伸びは低調であった。きめ細かな個別訪問に加え、訪問後のアフターフォロー（電話連絡や情報誌の提供等）を徹底していきたい。	評価 B	【自己評価】 マイナス金利が解除され幾分金利は付いてきたものの、運用益が大きく増額することはなく、指定正味財産を取り崩しながらの厳しい運営となっている。 収益の大幅な改善が見込めない中で、「協会のあり方」等について県とも長らく協議を続いているが、実効性のある案にたどり着けないことから、まずは協会自らができることで、少しでも経営の安定化に資するよう、近年の業務改善（電算化、効率化）をはじめ、令和7年度より職員1名の減員を実施した。まずは、2名体制でこれまで以上のパフォーマンスを目指して取り組んで行くと同時に、引き続き法人のあり方を検討していく。	評価 C

## 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【所管課評価】 目標の達成には届かなかったものの、地道な活動により令和6年度も新規賛助会員を獲得できており、結果が出ている。 グリーンリボンサポーターも2団体ではあるが増えており、戸別訪問では賛同も得られているので臓器移植の知識の普及について一定の結果が出ている。 今後は、昨年度の臓器提供3事例を積極的に活用した普及啓発に努めていただき、目標の達成に取り組んでいただきたい。		【所管課評価】 手書き経理のシステム化、管理業務の電算化等に加え、令和7年度からは職員を1名削減するなどの業務改善を実施している。 国は、昨年度よりあっせん機関の強化に向けた組織の新設やコーディネーター等の業務分割等を検討しており、それらの状況を踏まえながら県としては引き続き「協会のあり方」を関係者間で協議していくため、協会としても経営改善に向けた努力をしていただきたい。	

## 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
B	行動計画の目標は達成していないものの、令和6年度に目標値の上方修正を行った点、個人を中心に新規会員が大幅に増加している点を踏まえると、取組については評価できる。 引き続き指定正味財産を取り崩しながらの運営となっていることから、経営状況の健全化に取り組むとともに、今後の「協会のあり方」に関する検討を進めてもらいたい。

## 【委員からの提言】

経営状況の健全化に当たっては、管理業務の電算化等による費用の削減のほか、寄附金収入などの収益の増加にも取り組む必要があると考える。 寄附金収入に関しては、協会の活動内容や当該寄附金が寄付金控除の対象になることを十分にPRするなど、協会の活動に賛同する個人からの寄附を積極的に募るような取組を期待する。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員会評価を踏まえた対応方針	
法人の対応方針 街頭PRや市民公開講座、種苗交換会等あらゆる機会で寄附を募るほか、賛助会員の増加を図ることで、恒常的な資金確保に努める。 広報誌やウェブサイトにより、寄附金が税額控除の対象となることを積極的にPRする。	所管課の対応方針 賛助会員の増加に向け、所管課としても、各種イベントなどを通じて法人の活動が県民に理解されるよう、引き続きサポートを行う。 今後の国の動きを注視しながら「協会のあり方」について引き続き検討を進めていく。

法人名 (公財)あきた移植医療協会

**令和7年度計算書類等**

法人所管課 保健・疾病対策課

# 公益財団法人あきた移植医療協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人あきた移植医療協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発
- (2) 臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発
- (3) 眼球提供者及び角膜移植希望者の登録
- (4) 眼球の摘出、保存及びあっせん
- (5) 組織適合性検査に係る費用の助成
- (6) 臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給
- (7) 医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成
- (8) 臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の

3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### （評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

### (決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### (顧問)

- 第30条 この法人に顧問を若干名を置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

#### (開催)

- 第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、

必要がある場合に隨時開催する。

(招 集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する理事が議長の職務を代行する。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

- 第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する個人及び法人その他の団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 鎧隆千代、五十嵐潔、岩本孝一、大沼文哉、加藤哲郎、小玉喜久子、  
羽渕友則、古谷隆一、吉富健志、吉本弘志  
監事 井上 栄、斎藤俊高
- 4 この法人の最初の理事長は、加藤哲郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
阿部 徹、石井静枝、鳥トキエ、佐藤 滋、高橋 豊、鳥海良寛、  
松橋文昭、皆河崇志、村田純治、吉田萬里子
- 6 この法人の設立の登記の日において、この法人の賛助会員として登録されている個人又は法人は、同日においてこの定款第45条による賛助会員としての資格を取得したものとみなす。

## 附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成28年11月29日）から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成29年6月20日）から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（令和4年6月28日）から施行する。

## 別表 基本財産（第5条関係）

財産の種別	金額等
投資有価証券等	137,790,000円

## 法人への出資団体等一覧

(単位:千円)

出資等団体数	91	資本金・基本財産合計額	137,790
--------	----	-------------	---------

### (公益法人の場合)

県が法人の基本財産以外へ出えんしている場合、その金額と名称

名称	名称
無し	

### (出資団体等一覧)

出資団体等名	出資団体等名
秋田県	秋田中央ライオンズクラブ
秋田市	湯沢秋田ライオンズクラブ
能代市	秋田県腎臓病患者連絡協議会
横手市	資生堂秋田支社
大館市	秋田酒類卸協同組合
男鹿市	秋田ゾンタクラブ
湯沢市	秋田県自動車販売店協会
鹿角市	秋田県老人クラブ連合会
由利本荘市	(社)秋田県薬剤師会
潟上市	共立医療電機秋田営業所
大仙市	秋田ライオンズクラブ
北秋田市	松経会 横手ライオンズクラブ
にかほ市	太平洋石油販売(株)秋田支店
仙北市	(社)秋田県医師会
小坂町	秋田県酒造組合
上小阿仁村	秋田県生命保険協会
藤里町	(株)大塚商店
三種町	秋田指月(株)
八峰町	湯沢TDK(株)
五城目町	(株)キャツ電子設計
八郎潟町	(有)エレクトラ
井川町	(財)秋田県総合保健事業団
大潟村	(株)鮎川工業所
美郷町	(株)秋田サンリツ
羽後町	(株)秋田新電元
東成瀬村	(株)太洋製作所

出資団体等名	出資団体等名
ジューキ電子工業(株)	象潟TDK(株)
ダンエレクトロニクス(株)	秋田テレビ(株)
(株)サンワ	(社)秋田県看護協会
(株)伊達電器製作所	アルファ・エレクトロニクス(株)
横浜電子工業(株)	秋田県婦人団体協議会
高尾工業(株)	ライオンズクラブ国際協会332-F地区
(株)東北フジクラ	(財)秋田厚生会
岩田光学工業(株)秋田工場	(株)秋田銀行
TDK(株)	国際ソロプチミスト秋田
ロード電子工業(株)	秋田県商工会議所連合会
(株)同和半導体	(株)北都銀行
ミタケ電子工業(株)	(社)秋田県歯科医師会
小坂通信工業	秋田県厚生連
福本製作所(株)秋田工場	
日本SMT(株)	
(株)秋田放送	
秋田魁新報社(株)	
大内TDK(株)	
秋田日野自動車(株)	
秋田電子(株)	
ニッポ電工(株)	
(株)エイピック	
秋田県医薬品卸組合	
山崎ダイガスト(株)秋田工場	
(株)辻兵	
横手精工(株)	

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：公益財団法人あきた移植医療協会

時点：令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事	浅野 雅彦	秋田県商工会議所連合会事務局長
2	理事	伊藤 和美	一般社団法人秋田県銀行協会常務理事兼事務局長
3	理事	岩瀬 剛	秋田大学大学院医学系研究科眼科学講座 教授
4	理事	内山 博之	秋田県眼科医会 会長
5	理事	齋藤 満	秋田大学大学院医学系研究科血液浄化療法部准教授
6	理事	佐藤 利秋	本荘鶴舞ライオンズクラブ 理事
7	理事	進藤 研一	秋田テレビ(株)代表取締役社長長
8	理事	羽渕 友則	秋田大学大学院医学系研究科長・医学部長
9	理事	丸屋 淳	秋田赤十字病院 副院長(兼) 第一脳神経外科部長
10	理事	村越 正道	秋田県腎臓病患者連絡協議会 会長
11	監事	智田 邦英	公益財団法人 秋田県総合保健事業団専務理事兼事務局長
12	監事	成田 瞳子	公益社団法人 秋田県看護協会 常務理事
13	評議員	稻岡 敬弘	ライオンズクラブ国際協会332-F地区名誉顧問
14	評議員	太田 厚子	太田眼科 副院長
15	評議員	佐藤 栄二	秋田県腎臓病患者連絡協議会事務局長
16	評議員	白川 秀子	公益社団法人秋田県看護協会 会長
17	評議員	須田 広悦	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 常務理事
18	評議員	奈良 美保	秋田大学医学部附属病院輸血細胞治療・移植再生医療センター准教授
19	評議員	皆川 英伸	一般社団法人秋田県薬剤師会 理事
20	評議員	宮内 美輝子	国際ソロブチミスト秋田 トレジャラー
21	評議員	柳澤 俊晴	由利組合総合病院 副院長
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和 7 年度  
事 業 計 画 書

令和 7 年 4 月 1 日 から

令和 8 年 3 月 31 日 まで

公益財団法人 あきた移植医療協会

# 令和7年度事業計画について

## 1. 基本方針

1997年(平成9年)に臓器移植法が施行され、脳死下での臓器移植が行えるようになったことに加え、2010年(平成22年)には法の改正により、家族の承諾により臓器提供が可能となった。それらを受け、提供件数が増加傾向となっていたが、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックとその長期化の影響もあり、眼球を除く臓器の提供件数は激減状態に陥った。

しかし、その影響は2023年になると解消し、2024年の臓器提供件数は過去2番目に多い138件を記録した。

一方、本県においては2024年4月に、24年ぶり県内2例目となる脳死下臓器提供が秋田大学医学部附属病院で発生し、心臓は九州での移植が行われたほか、その他の臓器も全国各地で移植が実施された。その後7月には再び同病院で脳死下臓器提供があり、さらに年明けの2月には県内初となる6才未満の臓器提供も同病院で行われた。その結果、この3件で県内含め全国11名の患者の命が救われることとなった。また、8月には眼球の提供があり、県内2名の視力回復へつながった。

しかし、移植を待つ患者の数は全国同様県内でも増加しており、1件でも多くの臓器提供となるよう、関係機関・団体と連携のもと、これまで以上に工夫を凝らした臓器及び角膜移植等に関する普及啓発と県内の臓器提供事例を活用した医療機関の環境整備支援等に努めることとする。

事業計画の案は、次のとおりである。

## 2. 普及啓発事業

### (1) グリーンリボンキャンペーン in AKITA の開催

臓器移植に対する理解を深めるため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、県民を対象とした健康や移植医療等に関する市民公開講座を行う。

開催日：令和7年10月26日(日)

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

### (2) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療への意識啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、移植医療のシンボルカラーであるグリーンで建物等をライトアップし、普段とは違った景観を通じて、県民に移植医療を周知する。

実施建物等：A B S本社&電波塔、ポートタワー・セリオン等

### (3) 街頭キャンペーンの実施

臓器移植に対する理解と普及啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」と「眼の愛護月間」に合わせて、県腎臓病患者連絡協議会やライオンズクラブ等との共催で、一般通行人を対象に、臓器移植の現状紹介や意思表示についての資材等の配布・PRを行う。(4, 7, 10, 1月)

#### (4) 新聞への広告掲載

臓器移植の現状やマイナンバーカード等での意思表示についての周知に加え、「臓器移植普及推進月間」に開催するイベントの告知などを、秋田魁新聞の「さきがけ情報プラザ」で行う。

#### (5) デジタルサイネージによる普及啓発

臓器提供や意思表示についての正しい知識を知っていただくため、公共施設や病院に設置されているデジタルサイネージを活用した周知を行う。

#### (6) 種苗交換会・普及推進キャンペーンの実施

移植医療の周知や県民の意識等を調査するため、県内有数の大規模イベントである種苗交換会において、ブースを設けて移植医療についての資料を展示・配布するとともに、来訪者に対しアンケートを実施する。

開催日：11月上旬

会場：湯沢市（会場未定）

#### (7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、県腎臓病患者連絡協議会と共に「腎臓病を考える集い」を開催する。

#### (8) 「いのちを考える学習会」の開催

児童・生徒等に移植医療を知ってもらうため、学校等からの依頼に応じて「いのちを考える学習会」を開催し、講話を通して命の大切さを伝える。

#### (9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「幸せの黄色いレシートキャンペーン」の応援登録団体への登録を行う。

※毎月 11 日（イオンデー）に、投函されたレシート金額の 1 % が団体に贈呈される。

#### (10) グリーンリボンサポーター事業の実施

移植医療の普及啓発を、企業や団体単位で進めるため、企業等に働きかけ当該趣旨に賛同いただいた企業等を「グリーンリボンサポーター」と認定し、各種啓発資材等を供与するとともに、それらを活用した自主的な活動を支援する。

### 3. 相談・助言に関する事業

県民を対象に、角膜移植を含め移植医療全般についての疑問・質問・相談等に対し、電話やメール、面談等により対応することに加え、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じる。

#### 4. 臓器移植環境整備事業

##### (1) 院内臓器移植コーディネーター等研修会の開催

具体的な事例に基づく臓器移植の知識習得や各種検討、病院間の情報交換を図るため、重要な役どころであり、その連携が求められる「院内臓器移植コーディネーター」と「医療ソーシャルワーカー」等を対象に研修会を開催する。

##### (2) 移植医療推進委員会の開催

移植医療の推進を図るため、移植医療関係者による「移植医療推進委員会」を設置し、普及啓発や院内体制整備等の様々な課題について、それぞれの立場からの示唆や提言・議論を行う。

##### (3) 関連団体連絡会議の開催

脳死下臓器提供事例が発生した場合に、混乱なく本人・家族の意思に沿った提供ができる体制の確認と情報の共有を図るため、医療機関をはじめ行政や警察、消防等の関連団体による連絡会議を開催する。

##### (4) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示を推進するため、協力を得た医療機関に限定し、全ての入院患者に意思表示啓発資料を配付する。

##### (5) 病状説明支援事業の実施

人生の最終段階（旧：終末期）となった患者の家族を対象に、患者の希望を尊重したうえで家族も納得のいく最後となるよう、現在の病状説明や今後取りうる対応等をまとめたリーフレットを配布する。（希望医療機関のみ）

##### (6) 院内体制整備への支援

国が実施している補助事業「臓器提供施設連携体制構築事業」の県内実施に向けて、様々な支援を行うほか、5類型医療機関を中心にマニュアルの作成・改正や医療従事者、院内コーディネーター等との情報交換や研修会等を行う。

##### (7) 透析施設への情報提供

移植医療に関わる経費負担等を軽減するために、当協会が実施している「組織適合（HLA）検査費用助成金」事業についての周知をはじめ、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成、送付する。

##### (8) 臓器提供への対応

臓器提供事案を円滑に進めるため、臓器提供に関する家族への説明や、提供から移植までの手続、提供施設から移植施設までの臓器搬送、提供後の家族ケアなど、ドナーとその家族への対応を24時間体制で実施する。

## 5. 眼球あっせん等に関する事業

### (1) 眼球提供者等の登録

献眼登録者の増加を図るため、市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配布し献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行を行う。

また、移植希望者についても登録を行う。

### (2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出や移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行う。

### (3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、登録者を対象に献眼に関する資料や協会だより等を送付する。

## 6. 情報提供事業

### (1) 機関紙の発行

当協会の取り組み等を紹介するため「あきた移植医療協会だより」を作成し、行政や公共施設、医療機関、賛助会員等へ配布する。

### (2) 協会ホームページの運営

協会の各種事業の告知や実施報告に加え、国内の移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努める。

## 7. 助成事業

臓器提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（H L A）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施する。

- ・敬弔金（臓器提供遺族）1万円
- ・組織適合（H L A）検査費用助成金（移植希望登録者）上限2万円
- ・臓器提供費用助成金（臓器摘出等医療機関）5万円

## 8. 調査・研究事業

### (1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施する。

### (2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術の習得等に努める。

## 9. 法人運営

### (1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じ隨時開催する。

理事会 令和7年5月、令和8年3月

評議員会 令和7年6月

### (2) 監査会の開催

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認するため、監査会を開催する。

監査会 令和7年4月

### (3) 事務の適正な処理

四半期及び決算期等において、顧問税理士による経理事務の執行状況等に関する確認・指導を受け、事務の適正な処理に努める。

### (4) 財政基盤の強化への取組

財政基盤の強化のため、引き続き賛助会員の拡大等に取り組む。

令和7年度 収支予算書(損益計算方式)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	550,000	535,000	15,000	利付国債利息、定期預金利息、償却差益
基本財産受取利息等	550,000	535,000	15,000	
② 特定資産運用益	4,000	4,000	0	定期預金利息
特定資産受取利息	4,000	4,000	0	
③ 受取会費	1,605,000	1,599,000	6,000	団体: 1口5,000円×210口
賛助会員会費	1,605,000	1,599,000	6,000	個人: 1口3,000円×185口
④ 事業収益	600,000	300,000	300,000	角膜 @150,000円×4眼(2人)
あっせん手数料	600,000	300,000	300,000	
⑤ 受取助金等	8,750,000	8,897,000	△ 147,000	
県受託金	6,950,000	6,949,000	1,000	Co設置事業委託、普及啓発事業委託
日本臓器移植ネットワーク等 交付金	1,800,000	1,948,000	△ 148,000	都道府県支援事業助成金等
秋田大学受託金	0	0	0	
⑥ 受取寄付金	360,000	358,000	2,000	
一般寄付金	360,000	358,000	2,000	県眼科医会、黄色いレシート 等
⑦ 基本財産取崩振替額	0	0	0	
基本財産取崩振替額	0	0	0	
⑧ 特定資産取崩振替額	4,000,000	6,000,000	△ 2,000,000	移植医療推進積立資産 R7年度取崩分
特定資産取崩振替額	4,000,000	6,000,000	△ 2,000,000	
⑨ 特定資産振替額	261,000	261,000	0	アイバンク用医療機器等減価償却費
特定資産振替額	261,000	261,000	0	
⑩ 雜収益	0	0	0	
経常収益計	16,130,000	17,954,000	△ 1,824,000	
(2) 経常費用				
① 事業費				
事業費	13,159,000	15,259,000	△ 2,100,000	
給料手当	7,836,000	9,287,000	△ 1,451,000	事務局長、臓器移植Co
退職給付費用	192,000	185,000	7,000	臓器移植Co
福利厚生費	1,271,000	1,495,000	△ 224,000	事務局長、臓器移植Co
会議費	0	11,000	△ 11,000	
旅費交通費	470,000	685,000	△ 215,000	Co活動費、普及啓発活動費 等
通信運搬費	458,000	549,000	△ 91,000	電話料、切手等
減価償却費	261,000	261,000	0	アイバンク用医療機器等
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	408,000	306,000	102,000	普及啓発用資料、事務用消耗品
印刷製本費	439,000	450,000	△ 11,000	普及啓発用ポスター、リーフレット等作成
賃借料	833,000	687,000	146,000	複写機リース、献血時タクシーサービス 会場使用料
諸謝金	230,000	200,000	30,000	研修会・キャンペーン講師、眼球摘出等協力医
支払負担金	119,000	127,000	△ 8,000	事務局入居費用、学会等参加費
租税公課	0	11,000	△ 11,000	
保険料	45,000	44,000	1,000	献血時の傷害保険料
支払助成金	220,000	280,000	△ 60,000	敬弔金、組織適合検査費用、臓器摘出費用
委託費	362,000	655,000	△ 293,000	アイバンク医療検査機器管理、血清検査 等
雑費	15,000	26,000	△ 11,000	振込手数料他
② 管理費				
役員報酬	3,811,000	3,629,000	182,000	
給料手当	128,000	137,000	△ 9,000	役員、評議員等報酬
福利厚生費	2,458,000	2,400,000	58,000	事務局長
会議費	405,000	404,000	1,000	事務局長
旅費交通費	3,000	0	3,000	理事会、評議員会、監査会 茶菓代
通信運搬費	16,000	6,000	10,000	役員等費用弁償、職員旅費
消耗什器備品費	141,000	106,000	35,000	電話料、切手
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	23,000	8,000	15,000	事務用消耗品
賃借料	7,000	18,000	△ 11,000	寄付金感謝状
諸謝金	155,000	154,000	1,000	理事会等の会場使用料、複写機リース
支払負担金	110,000	110,000	0	顧問税理士会計指導
委託費	304,000	268,000	36,000	入居費用、日本臓器移植ネットワーク負担金等
雑費	61,000	18,000	43,000	振込手数料他
経常費用計	16,970,000	18,888,000	△ 1,918,000	
当期経常増減額	△ 840,000	△ 934,000	94,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>2 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
特定資産取崩振替額	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却費	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 840,000	△ 934,000	94,000	
一般正味財産期首残高	2,902,846	3,836,846	△ 934,000	
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0	
一般正味財産期末残高	2,062,846	2,902,846	△ 840,000	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
受取寄付金	400,000	363,726	36,274	
固定資産除却損	0	0	0	
一般正味財産への振替額	4,281,000	6,289,742	△ 2,008,742	
当期指定正味財産増減額	△ 3,881,000	△ 5,926,016	2,045,016	
指定正味財産期首残高	147,694,415	153,620,431	△ 5,926,016	
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0	
指定正味財産期末残高	143,813,415	147,694,415	△ 3,881,000	
<b>III 正味財産期末残高</b>	145,876,261	150,597,261	△ 4,721,000	

注) 前年度予算額は、補正後の額を計上している。

II 指定正味財産増減の部

○「受取寄付金 400,000円」の内訳

- ・ライオンズクラブ「光の箱」募金 380,000円
- ・黄色いレシートキャンペーン 20,000円

○「一般正味財産への振替額 4,281,000円」の内訳

- ・黄色いレシートキャンペーン 20,000円
- ・移植医療推進積立資産 4,000,000円
- ・アイバンク医療機器減価償却額 261,000円

○「当期指定正味財産増減額 △3,881,000」の内訳

- ・ライオンズクラブ「光の箱」募金 380,000円
- ・移植医療推進積立資産 △4,000,000円
- ・アイバンク医療機器減価償却額 △261,000円

法人名 (公財)あきた移植医療協会

**令和 6 年度計算書類等**

法人所管課 保健・疾病対策課

# 財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金 秋田銀行県庁支店	運転資金として	2,926,953	
		定期預金 秋田銀行県庁支店	償却差益等として	235,707	
流動資産合計				3,162,660	
(固定資産)	預金	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	38,204,847	
		投資有価証券 179回利付国債 180回利付国債 368回利付国債	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	38,617,974 23,229,252 37,737,927	
特定資産	医療機器購入積立資産 移植医療推進積立資産	普通預金 秋田銀行県庁支店	アイバンク事業の積立資産であり、医療機器取得資金として管理されている預金	4,783,820	
		定期預金 秋田銀行県庁支店	普及啓発事業の積立資産であり、移植医療推進資金として管理されている預金	4,000,000	
その他固定資産	医療器械 什器備品		公益目的保有財産であり、角膜の検査機器等として使用している	735,935	
			公益目的保有財産であり、眼球提供希望者登録用機器として使用している	92,610	
無形固定資産	ソフトウェア		公益目的保有財産であり、献血情報登録システム用ソフトウェアとして使用している	292,050	
固定資産合計				147,694,415	
資産合計				150,857,075	
(流動負債)	未払金 預り金		社会保険料の未払いほか	115,084	
			社会保険料の預かり金ほか	164,008	
流動負債合計				279,092	
(固定負債)					
固定負債合計				0	
負債合計				279,092	
正味財産				150,577,983	

令和 6 年度  
事 業 報 告 書

令和 6 年 4 月 1 日 から

令和 7 年 3 月 31 日 まで

公益財団法人 あきた移植医療協会

# I 令和6年度事業の実施状況

## 1. 概要

1997年(平成9年)に臓器移植法が施行され、脳死下での臓器移植が行えるようになったことに加え、2010年(平成22年)には法の改正により、家族の承諾により臓器提供が可能となった。それらを受け、提供件数が年々増加傾向となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一時激減したものの、2023年には回復し過去最高となる149件の提供件数を記録した。2024年は僅かに減少したものの138件と過去2番目の臓器提供件数であった。

本県においては、令和6年度は24年ぶりの脳死下臓器提供が4月にあったほか、7月と翌年2月にも発生し、単年度では全国トップクラスの実績となった。また、提供者は6才未満から、成人、60代と全世代を網羅したことに加え、搬送にあたっても夏場に加え、厳寒期においても全く問題なく全国各地へ臓器を送り届けることができ、医療従事者に限らず、全ての関係者において多くのスキルを蓄積することとなった。

これらの状況も受け、県民への普及啓発や医療機関への支援を実施した。

令和6年度の事業実施状況は、次のとおりである。

## 2. 普及啓発事業

### (1) グリーンリボンキャンペーン in AKITA の開催

臓器移植に対する理解を深めるため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、県民を対象とした健康や移植医療等に関する市民公開講座を行った。

開催日：令和6年10月14日（祝日・スポーツの日）

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

内容：つなぐ「患者のために私ができること」

講師：渡邊克夫先生（旧・秋田メモリアルクリニック院長）

参加者：110人

### (2) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療への意識啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、移植医療のシンボルカラーであるグリーンで建物等をライトアップし、普段とは違った景観を通じて、県民に移植医療を周知した。

実施建物等：①ABS本社&電波塔 10月15～20日 17:00～22:00

②ポートタワー・セリオン 10月1～16日 16:30～22:00

### (3) 街頭キャンペーンの実施

臓器移植に対する理解と普及啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」と「眼の愛護月間」に合わせて、県腎臓病患者連絡協議会やライオンズクラブ等との共催で、一般通行人を対象に、国内臓器移植の現状紹介や意思表示についての資材等の配布を行った。

また、10月以外にも秋田駅ぽぽろーどで街頭PRを実施した。

- ・街頭キャンペーン 10月6日（日）9:30～11:00
- ・街頭PR（各1時間）5月19（日）10:30～、7月17（水）15:30～、1月22（水）14:00～

#### （4）新聞への広告掲載

「臓器移植普及推進月間」に開催する市民公開講座やライトアップ等の告知に加え、健康保険証等での意思表示についての周知を図るため、秋田魁新聞の「さきがけ情報プラザ」に広告を掲載した。掲載日：10月8日（火）

#### （5）デジタルサイネージによる普及啓発

「臓器移植普及推進月間」に開催するイベントの告知や意思表示を推進するため、公共施設等に設置されているデジタルサイネージを活用したPRを行った。

実施箇所等：秋田県庁正面玄関 10月7～18日

県鹿角地域振興局 10月1～18日

県由利地域振興局 10月1～18日

#### （6）種苗交換会・普及推進キャンペーンの実施

移植医療の周知や県民の意識等を調査するため、県内有数の大規模イベントである種苗交換会において、ブースを設けて移植医療についての資料を展示・配布するとともに、来訪者に対しアンケートを実施した。

開催日：11月1～5日

会場：鹿角トレーニングセンター「アルパス」

結果：回答数594 有効数581 有効回答率98%

#### （7）臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、県腎臓病患者連絡協議会と共に「腎臓病を考える集い」を開催した。

日時：12月8日（日）14:00～15:30

会場：秋田県社会福祉会館 第3会議室

内容：「災害時の食事管理」 講師：児玉英美子（秋田赤十字病院栄養課係長）

参加者：25名

#### （8）「いのちを考える学習会」の開催

児童・生徒等に移植医療を知ってもらうため、学校等からの依頼に応じて「いのちを考える学習会」を開催し、講話を通して命の大切さを伝えた。

- |                 |            |        |
|-----------------|------------|--------|
| ① 南部ふれあい学級（保護者） | 開催月日 5月15日 | 参加者 9名 |
| ② 六郷高等学校（2年生）   | 6月18日      | 38名    |
| ③ 令和高等学校（希望者）   | 8月6日       | 21名    |
| ④ 河辺中学校（全学年）    | 11月8日      | 81名    |

⑤ 旭北小学校 (6年生)	開催月日 11月18日	参加者 28名
⑥ 花輪小学校 (6年生)	12月10日	65名
⑦ 白神看護学院 (3年生)	2月27日	27名

(9) イオングループからの支援に向けた登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「幸せの黄色いレシートキャンペーン」※の応援登録団体への登録を行い、寄付を受けた。

※毎月11日（イオンデー）に、投函されたレシート金額の1%が団体に贈呈される。

(10) グリーンリボンサポーター事業の実施

移植医療の普及啓発を、企業や団体単位で進めるため、企業等に働きかけ当該趣旨に賛同いただいた企業等を「グリーンリボンサポーター」と認定し、各種啓発資材等を供与するとともに、それらを活用した自主的な活動を支援した。

新規加入：2団体（累計74団体）

### 3. 相談・助言に関する事業

県民を対象に、角膜移植を含め移植医療全般についての疑問・質問・相談等に対し、電話やメール、面談等により対応することに加え、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じた。

実績：31件

### 4. 臓器移植環境整備事業

(1) 院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会の開催

臓器移植の知識習得や、具体的な事例を想定した症例検討、病院間の情報交換を図るため、重要な役どころであり、その連携が求められる「院内臓器移植コーディネーター」と「医療ソーシャルワーカー」を対象に、合同の研修会を開催した。

日 時：9月20日（金）14:00～15:30

会 場：「アルヴェ」多目的ホールA

内 容：「全力の看取りから臓器提供まで」

講 師：中尾 篤典先生（岡山大学病院高度救命救急センター教授）

参加者：39名

(2) 移植医療推進委員会の開催

県内移植医療の推進を図るため、移植医療関係者による「移植医療推進委員会」を設置し、普及啓発や院内体制整備等の様々な課題について、それぞれの立場からの示唆や提言・議論を行った。

日 時：令和7年1月14日（火）17:00～18:00

議 題：「令和6年度の取組みと次年度事業について」

参加者：12名 ※全委員 13名

(3) 脳死下臓器提供に係る関連団体連絡会議の開催

脳死下臓器提供事例が発生した場合に、混乱なく本人・家族の意思に沿った提供ができる体制の確認と情報の共有を図るため、関連団体の連絡会議を開催した。

日 時：7月 16日（火）14:00～16:00

議 題：「県内での臓器提供実例から」

発表者：医師、看護師、事務職員（以上、秋田大学病院）

県防災ヘリ、秋田空港事務所、県警地域課（以上、各担当者）

参加者：36名

(4) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示を推進するため、協力を得た医療機関に限定し、全ての入院患者に意思表示啓発資料を配付した。（希望医療機関のみ）

実 績：18病院（計 21,900枚）

(5) 病状説明支援事業の実施

人生の最終段階（旧：終末期）となった患者の家族を対象に、患者の希望を尊重したうえで家族も納得のいく最後となるよう、現在の病状説明や今後取りうる対応等をまとめたリーフレットを配布した。

実 績：26病院（計 1,300部）

(6) 院内体制整備への支援

院内コーディネーターを設置している医療機関を対象に、4月と7月に発生した脳死下臓器提供事例に基づく研修会を11月に開催した。

また、国庫補助事業の「臓器提供施設連携体制構築事業」に参加している県内4病院への様々なアドバイスや支援を行った。

(7) 透析施設への情報提供

移植医療に関わる経費負担等を軽減するために、当協会が実施している「組織適合（HLA）検査費用助成金」事業についての周知をはじめ、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成、送付した。

実 績：43施設

(8) 臓器提供への対応

臓器提供事案を円滑に進めるため、臓器提供に関する家族への説明や、提供から移植までの手続、提供施設から移植施設までの臓器搬送、提供後の家族ケアなど、ドナーとその家族への対応を24時間体制で実施した。

実 績：27 件（情報提供 5、隣県支援 4、家族対応 17、講師依頼 1）

## 5. 眼球あっせん等に関する事業

### (1) 眼球提供者等の登録

献眼登録者の増加を図るため、市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付し献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行を行った。また、移植希望者についても登録を行った。

新規登録実績：献眼 5 名、移植希望 1 名 ※待機者：10 名

### (2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行った。

実 績：角膜 2 件（献眼者 1 名）

### (3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするために、登録者を対象に、献眼に関する資料と協会だより、冷蔵庫マグネットを配布した。

実 績：マグネット等の送付 270 名（60 代）、協会だより等の送付 500 名

※マグネットの送付は昨年度 70 代以上に送付済み

## 6. 情報提供事業

### (1) 機関紙の発行

当協会の取組等を周知するため「あきた移植医療協会だより」を作成し、行政や公共施設、医療機関、賛助会員等へ配布した。

### (2) 協会ホームページの運営

協会の各種事業の告知や実施報告に加え、国内の移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努めた。

## 7. 助成事業

臓器提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施した。

実 績：①敬弔金（臓器提供遺族）3 件

②組織適合 HLA 検査費用助成金（移植希望登録者）6 件

③臓器提供費用助成金（臓器摘出等医療機関）3 件

## 8. 調査・研究事業

### (1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン

等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施した。

## (2)情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術の習得等に努めた。

## II 令和6年度法人運営

### 1. 理事会の開催

#### (1) 第1回理事会

開催日時：令和6年5月21日（火）17:00～18:00

開催方法：Zoomミーティングを活用したWeb会議

決議事項：①令和5年度事業報告及び決算の承認

②令和6年度第1回評議員会の日程等

報告事項：職務の執行状況

出席者等：決議に必要な出席理事の数6名、出席8名、欠席2名

監事出席2名

#### (2) 第2回理事会

期日：令和6年11月13日（水）16:57～17:22

開催方法：会場及びZoomミーティング活用のハイブリッド

決議事項：①令和6年度第2回評議員会の日程等

報告事項：職務の執行状況

出席等：決議に必要な出席理事の数6名、出席8名、欠席2名

監事出席1名

#### (3) 第3回理事会

開催日時：令和7年3月4日（火）17:15～18:10

開催方法：会場及びZoomミーティング活用のハイブリッド

決議事項：①令和6年度収支補正予算案の承認

②令和7年度事業計画案及び収支予算案の承認

③特定資産の一部処分の承認

出席者等：決議に必要な出席理事の数6名、出席8名、欠席2名

監事出席2名

### 2 評議員会の開催

#### (1) 第1回評議員会

期日：令和6年6月26日（火）16:55～17:50

開催方法：会場及びZoomミーティング活用のハイブリッド

決議事項：①令和 5 年度事業報告及び決算の承認

出席等：決議に必要な出席評議員の数 5 名、出席 5 名、欠席 4 名

理事出席 1 名

監事出席 2 名

## (2) 第 2 回評議員会

期日：令和 6 年 11 月 22 日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①評議員の辞任に伴う補欠評議員の選任

②監事の辞任に伴う補欠監事の選任

③決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、評議員 9 名全員による同意の意思表示を得たことから、評議員会の決議があったものとみなされた。

## 3 監査会の開催

期日：令和 6 年 4 月 24 日（水）13:30～14:30

開催場所：あきた移植医療協会（秋田県総合保健センター 5 階）

内容：令和 5 年度事業及び決算の監査

出席等：監事出席 2 名

## 4 登記事項

令和 6 年 6 月 3 日登記

・中嶋洋子評議員の辞任（5 月 31 日）

令和 6 年 12 月 16 日登記

・佐々木修評議員、松橋文昭評議員、山岡ふき子監事の辞任（8 月 31 日）

・皆川英伸評議員、佐藤栄二評議員、成田睦子監事の就任（11 月 26 日）

## 5 届出・報告事項（届出・報告先 秋田県）

令和 6 年 6 月 17 日

・評議員の変更届の提出

令和 6 年 6 月 27 日

・令和 5 年度事業報告書等の提出

令和 6 年 12 月 24 日

・役員等の変更届の提出

令和 7 年 3 月 12 日

・令和 7 年度事業計画書等の提出

## 令和6年度 臓器移植コーディネーター、アイバンクコーディネーター活動報告

項目	実績	内 容
<b>1. 普及啓発事業</b>		
(1) イベント開催	8回	・街頭キャンペーン④、グリーンリボンキャンペーン、 グリーンリボンライトアップ②、種苗交換会
(2) 講師依頼	8件	・いのちを考える学習会（教育機関⑥、地域活動①）、 秋田県警察学校
(3) 啓発資材配布	272 カ所	・県市町村、医療機関、グリーンリボンサポートー等 啓発資材配布部数：約39,330部
<b>2. 相談・助言に関する事業</b>	31件	・移植医療、献眼登録等に関する相談対応
<b>3. 臓器移植環境整備事業</b>		
(1) 研修会・会議の開催	4件	・院内臓器移植Co研修会、移植医療推進委員会、 関係団体連絡会議、脳死下臓器提供事例研修会
(2) 院内Co設置病院等訪問	91回	・秋田大学病院、秋田赤十字病院、中通総合病院等
(3) 透析施設資料配付等	43件	・HLA検査一部助成事業等に関する資料配付
(4) シミュレーション講師	1件	・秋田赤十字病院
(5) 臓器提供の情報	5件	・臓器提供の可能性があった情報（内3件臓器提供）
(6) 他都道府県あっせん支援	4件	・脳死下臓器提供におけるあっせん支援 (北海道、青森県、東京都、静岡県)
(7) 提供者家族支援	17件	・移植を受けられた方々の報告等
<b>4. 眼球あっせん等に関する事業</b>		
(1) 眼球提供者等の登録	5件	・アイバンク登録証、アイバンクカードの作成等
(2) 角膜、強膜のあっせん	2件	
(3) 病院訪問	21件	・アイバンク医療機器等の確認
(4) 献眼対応	1件	・献眼者1名
<b>5. 情報提供事業</b>		・HP運営、協会だより発行、報道機関対応等
<b>6. 調査研究事業</b>		
(1) 会議、研修会、学会等	18件	・北海道・東北臓器移植Co会議②、全国都道府県臓器移植Co会議③、日本移植学会、A級臓器移植Co研修会、秋田赤十字病院研修会、JATCO研修会、臓器提供施設連携体制構築事業カンファレンス④、長崎大学病院研修会、全国アイバンク連絡協議会、北海道・東北アイバンク広域連絡協議会 ・移植医療の県民意識調査
(2) アンケート調査	2件	（種苗交換会、白神看護学院）

※○数字は回数。

令和6年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年4月

公益財団法人 あきた移植医療協会

## 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資 産 の 部</b>			
1 流動資産			
現金預金	2,926,953	4,140,074	△ 1,213,121
定期預金	235,707	167,912	67,795
未収金	0	0	0
前払金	0	13,610	△ 13,610
流動資産合計	3,162,660	4,321,596	△ 1,158,936
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,204,847	38,272,642	△ 67,795
投資有価証券	99,585,153	99,517,358	67,795
基本財産合計	137,790,000	137,790,000	0
(2) 特定資産			
医療機器購入積立資産	4,783,820	4,449,694	334,126
移植医療推進積立資産	4,000,000	10,000,000	△ 6,000,000
特定資産合計	8,783,820	14,449,694	△ 5,665,874
(3) その他の固定資産			
医療器械	735,935	909,677	△ 173,742
什器備品	92,610	115,290	△ 22,680
その他固定資産合計	828,545	1,024,967	△ 196,422
(4) 無形固定資産			
ソフトウェア	292,050	355,770	△ 63,720
無形固定資産合計	292,050	355,770	△ 63,720
固定資産合計	147,694,415	153,620,431	△ 5,926,016
資産合計	150,857,075	157,942,027	△ 7,084,952
<b>II 負 債 の 部</b>			
1 流動負債			
未払金	115,084	221,199	△ 106,115
預り金	164,008	263,551	△ 99,543
流動負債合計	279,092	484,750	△ 205,658
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	279,092	484,750	△ 205,658
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	147,694,415	153,620,431	△ 5,926,016
(うち基本財産への充当額)	(137,790,000)	(137,790,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,783,820)	(14,449,694)	(△5,665,874)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	2,883,568	3,836,846	△ 953,278
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	150,577,983	157,457,277	△ 6,879,294
負債及び正味財産合計	150,857,075	157,942,027	△ 7,084,952

## 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	535,997	673,604	△ 137,607	利付国債更新に伴う利率の低減(0.8→0.2%)
② 特定資産運用益	4,056	29	4,027	定期預金利息
③ 受取会費	1,611,000	1,401,000	210,000	93団体210口(前年比6口増)、79個人187口(60口増)
④ 事業収益	300,000	0	300,000	角膜あっせん2件(献血者1名)
⑤ 受取補助金等	8,940,679	7,958,535	982,144	
県受託金	6,949,970	6,686,941	263,029	Co人件費・福利厚生費の増
日本臓器移植ネットワーク等	1,990,709	1,271,594	719,115	都道府県支援事業、隣県支援の増
⑥ 受取寄付金	371,215	1,286,840	△ 915,625	R5の大口寄付分の減
⑦ 基本財産取崩振替額	0	0	0	
⑧ 特定資産取崩振替額	6,000,000	6,000,000	0	移植医療推進積立資産取崩分(事業運営費の補填)
⑨ 特定資産振替額	260,142	260,142	0	アイバンク機器等減価償却費分
⑩ 雑収益	45	0	45	流動資産(定期預金)利子
経常収益計	18,023,134	17,580,150	442,984	
(2) 経常費用				
① 事業費	15,297,513	13,688,162	1,609,351	
給料手当	9,327,567	8,819,760	507,807	臓器Coの人勤による増
退職給付費用	184,080	168,000	16,080	臓器Coの人勤に伴う掛け金の増
福利厚生費	1,491,274	1,431,204	60,070	臓器Coの人勤に伴う増
会議費	10,450	7,073	3,377	院内Co、関係団体会議、提供事例研修会のお茶
旅費交通費	689,004	504,497	184,507	Co活動費の増(隣県支援他)
通信運搬費	484,446	450,129	34,317	
減価償却費	260,142	260,142	0	アイバンク機器等減価償却費
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	364,148	388,820	△ 24,672	普及啓発関係事務用品
印刷製本費	449,181	533,027	△ 83,846	ポスター1種類をJOT作成(無料)で代用
賃借料	677,450	288,129	389,321	会計システムの新規リース
諸謝金	200,000	130,000	70,000	委員会出席者、研修会講師、献血摘出の実績
支払負担金	125,617	135,927	△ 10,310	入居費実績
租税公課	10,200	10,200	0	委託等の印紙代
保険料	43,750	43,750	0	献血時の傷害保険料
支払助成金	300,000	120,000	180,000	HLA助成金、臓器提供の発生に伴う敬弔金等(12件)
委託費	654,959	382,324	272,635	新聞広告の回数増(1→3回、都道府県支援事業)
雑費	25,245	15,180	10,065	謝金等の振込手数料
② 管理費	3,678,899	3,597,468	81,431	
役員報酬	131,000	119,000	12,000	出席理事等の実績
給料手当	2,399,021	2,380,645	18,376	事務局長、アイバンクCo
福利厚生費	403,246	404,005	△ 759	事務局長、アイバンクCo
会議費	0	190	△ 190	監査会茶
旅費交通費	5,000	0	5,000	理事会の現地参加者旅費
通信運搬費	102,306	99,451	2,855	電話、切手
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	9,155	55,358	△ 46,203	事務用消耗品
印刷製本費	17,118	10,713	6,405	
賃借料	152,186	66,613	85,573	会計システムの新規リース
諸謝金	110,000	110,000	0	顧問税理士経理事務指導
支払負担金	295,826	301,335	△ 5,509	入居費用実績
委託費	0	0	0	
雑費	54,041	50,158	3,883	謝金の振込手数料
経常費用計	18,976,412	17,285,630	1,690,782	
当期経常増減額	△ 953,278	294,520	△ 1,247,798	
<b>2 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
特定資産取崩振替額	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却費	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 953,278	294,520	△ 1,247,798	
一般正味財産期首残高	3,836,846	3,542,326	294,520	
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0	
一般正味財産期末残高	2,883,568	3,836,846	△ 953,278	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
受取寄付金	363,726	480,437	△ 116,711	内訳: ライオンズクラブ¥334,126円、黄色いレシート¥29,600円
固定資産除却損	0	0	0	
一般正味財産への振替額	6,289,742	6,292,742	△ 3,000	内訳: 黄色いレシート、特定資産の取崩¥600万円、アイバンク減価償却¥260,142円
当期指定正味財産増減額	△ 5,926,016	△ 5,812,305	△ 113,711	内訳: ライオンズクラブ、特定資産の取崩、アイバンク減価償却
指定正味財産期首残高	153,620,431	159,432,736	△ 5,812,305	
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0	
指定正味財産期末残高	147,694,415	153,620,431	△ 5,926,016	
<b>III 正味財産期末残高</b>	150,577,983	157,457,277	△ 6,879,294	